

清水町移住・定住促進住宅整備事業補助金交付要綱

(通則)

第1条 この補助金については、予算の範囲において交付するものとし、清水町補助金交付規則（平成元年清水町規則第10号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この要綱は、清水町内（以下「町内」という。）に賃貸住宅を建設する者（以下「住宅建設者」という。）及び老朽化した賃貸住宅のリフォームを行う者又は空き家を有効活用した民泊施設や移住体験住宅等の移住促進住宅の改修を行う者に対して補助金を交付することにより、町内への定住促進や関係人口の拡大を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 町内業者 町内に本社若しくは本店を有している法人又は個人のうち、住宅建設業を営んでいる者又は宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）に基づく免許を受けている者をいう。
- (2) 新築建物 新築の住宅で未だ人の居住の用に供したことがないものをいう。ただし、検査済証（建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条に規定するものを言う。）に記載している完了日から1年を経過したものは除く。
- (3) 移住促進住宅 住宅の所有者が町内在住者で旅館業法（昭和27年法律第138号）に基づく簡易宿所営業の許可を受けた町内にある施設のうち、民泊施設や移住体験住宅等の短期から中長期滞在用の住宅をいう。

(交付対象等)

第4条 交付の対象となる施設（以下「対象物件」という。）は、組立式仮設住宅以外の新築建物若しくは既設の賃貸住宅及び賃貸住宅に転換する住宅又は移住促進住宅に改修を行うもので、各住宅が次の各号に示す条件を満たしているものとする。

- (1) 住宅建設者から建設工事を請け負った者又は賃貸住宅所有者又は空き家所有者からリフォームを請け負った者が町内業者であること。
 - (2) 台所及び居間の他に2つ以上の部屋が設けられていること。
 - (3) 賃貸住宅（賃貸住宅に転換する住宅を含む。）については、各戸の専有面積が50平方メートル以上であること。
 - (4) 便所、浴室が独立して設けられていること。
 - (5) 建築基準法及び住宅金融支援機構の定める基準に適合していること。
- 2 集合住宅は1棟単位での申請とする。
- 3 移住促進住宅については、同一敷地内の複数棟が1つの旅館業営業の許可を受けている場合は1つの施設としての対象とする。
- 4 次の各号に該当する賃貸住宅は、交付の対象としない。

- (1) 住宅建設者及び賃貸住宅の所有者が個人の場合、当該個人又は当該個人の2親等以内の親族が入居するもの。
- (2) 住宅建設者及び賃貸住宅の所有者が法人の場合、当該法人の役員及び従業員を入居させることを目的として建設するもの。
- (3) 過去に同様の補助金の交付を受けている建物。

(補助金の対象者)

第5条 補助金の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、前条に規定する対象施設を町内に建設若しくはリフォームしようとする法人又は個人とする。

2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当するときは、補助対象者から除くものとする。

- (1) 対象物件の建設に関し、移転補償を受けている。
- (2) 市町村税、その他市町村に対する債務の履行を遅滞している。
- (3) 清水町暴力団排除条例（平成24年清水町条例第23号）第2条第2号及び第3号に規定する暴力団員又は暴力団関係事業者

(補助対象事業、補助対象経費及び補助金の額)

第6条 この補助金は、第4条に規定する対象物件を対象とし、補助対象事業の内容、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は別表1のとおりとする。

2 補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

3 対象物件の工事及びリフォームに要した経費に対し、他の補助金等の交付を受けている場合は、対象となっている金額を除く。

(事業認定)

第7条 補助対象者は、対象物件の建設工事及びリフォームに着手する前に、清水町定住促進賃貸住宅建設補助金事業認定申請書（様式第1号）、清水町定住促進住宅（賃貸）リフォーム補助金事業認定申請書（様式第2号）又は清水町移住促進住宅リフォーム補助金事業認定申請書（様式第3号）に別表2に掲げる必要書類を添えて町長に提出し、事業の認定を受けなければならない。

2 町長は、前項の認定の申請があったときは、内容を審査しその適否を、清水町移住・定住促進住宅整備事業補助金事業認定（非認定）決定通知書（様式第4号）により補助対象者に通知する。

3 前項により事業認定を受けた年度の末日を経過しても対象物件が完成しない場合及び改修工事が終了しない場合にあっては、認定を取り消すものとする。ただし、町長が遅延理由を認めたときは、この限りでない。

(交付事業の変更及び中止)

第8条 事業の認定を受けた者は、補助金の事業決定を受けた工事の内容及び工事に要する費用を変更しようとするときは、あらかじめ清水町移住・定住促進住宅整備事業補助金交付変更承認申請書（様式第5号）により届け出をしなければならない。

2 事業認定者は、交付事業を中止しようとするときは、速やかに清水町移住・定住促進住

宅整備事業補助金交付中止届（様式第6号）を提出しなければならない。

- 3 町長は、第1項の規定に基づく交付変更承認の申請を受けたときは、その内容を審査し、変更の承認の可否を決定し、清水町移住・定住促進住宅整備事業補助金交付変更承認（不承認）通知書（様式第7号）により当該申請をした者に通知するものとする。

（補助金の確定）

第9条 定住促進賃貸住宅建設に係る補助対象者は、対象物件の完了検査を受けた後に、清水町定住促進賃貸住宅建設補助金交付申請書（様式第8号）に別表3に掲げる必要書類を添えて町長に提出しなければならない。

- 2 定住促進住宅（賃貸）リフォームに係る補助対象者は、対象物件のリフォームが完了した日から1か月以内又は完了日の属する年度の末日までのいずれか早い日までに、清水町定住促進住宅（賃貸）リフォーム補助金交付申請書（様式第9号）に別表3に掲げる必要書類を添えて町長に提出しなければならない。

- 3 移住促進住宅リフォームに係る補助対象者は、対象物件のリフォームに完了した日から1か月以内又は完了日の属する年度の末日までのいずれか早い日までに、清水町移住促進住宅リフォーム補助金交付申請書（様式第10号）に別表3に掲げる必要書類を添えて町長に提出しなければならない。

- 4 町長は、前項の書類を受理したときは、速やかに検査及び施工現場を確認し、補助金の交付の可否を決定し、補助対象者に、清水町移住・定住促進住宅整備事業補助金交付決定通知書（様式第11号）により通知する。

（認定及び交付の取り消し等）

第10条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、認定若しくは交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

（1）補助金を受領した後、5年以内に他の用途に変更したとき。ただし、町長が用途変更を認めたときは、この限りでない。

（2）補助金の交付内容又はこれに付した条件に違反したとき。

（3）虚偽、その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき、又は受けようとしたとき。

（4）申請後に補助対象者が、第5条第2項第3号に該当することが判明したとき。

- 2 町長は、前項の規定により補助金の認定若しくは交付決定を取り消したときは、清水町移住・定住促進住宅整備事業補助金補助金認定（交付）決定取消通知書（様式第12号）を当該交付決定者に通知するものとする。

- 3 第10条第1項第1号の規定により補助金の返還を命じる金額は、補助金受領後の年数に応じ、次のとおりとする。

（1）1年以内のときは、全額とする。

（2）1年を超え2年以内のときは、補助金の10分の8の額とする。

（3）2年を超え3年以内のときは、補助金の10分の6の額とする。

（4）3年を超え4年以内のときは、補助金の10分の4の額とする。

(5) 4年を超え5年以内のときは、補助金の10分の2の額とする。

4 補助対象者が死亡した場合には、上記第3項による返還を要しないものとする。

(地位の承継)

第11条 補助対象者が、次の各号のいずれかに該当するに至った場合は、その旨を書類により理由を付して町長の承認を受け、当該各号に掲げる者はその地位を承継する。

(1) 補助対象者が死亡又は廃業等した場合は、その承継事業者又は相続人

(2) 法人が合併等をした場合は、合併等により設立された法人

(3) 住宅を譲渡した場合、その譲受人

(報告等)

第12条 補助対象者は、町長から入居状況等について報告及び調査を求められたときは、協力しなければならない。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月28日から施行し、令和7年4月1日より適用する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日に、その効力を失う。ただし、同日までに補助金の交付の決定を受けた者は、この限りでない。